

●建築基準法関係の手数料(延岡市建築・開発関係手数料条例 別表第1より抜粋)

赤字：令和7年4月1日から変更となった額 (単位：円)

種別(区分)	確認申請・計画通知			中間検査	完了検査					
	基本額	住宅 省工ネ加算※ (仕様基準の審査)			基本額		省工ネ加算			
		戸建住宅	共同住宅		中間検査なし	中間検査あり				
建築物	30m ² 以内	11,000	12,000	22,000	20,000	24,000	22,000	4,000		
	30m ² < A ≤ 100m ²	20,000			24,000	27,000	26,000			
	100m ² < A ≤ 200m ²	31,000			33,000	37,000	35,000			
	200m ² < A ≤ 300m ²	43,000			40,000	50,000	46,000			
	300m ² < A ≤ 500m ²	46,000			45,000	52,000	49,000			
	500m ² < A ≤ 1,000m ²	48,000		35,000	49,000	53,000	52,000	6,000		
	1,000m ² < A ≤ 2,000m ²	71,000			66,000	74,000	69,000	8,000		
	2,000m ² < A ≤ 5,000m ²	207,000			147,000	178,000	161,000	17,000		
	5,000m ² < A ≤ 10,000m ²				222,000	260,000	252,000	31,000		
	10,000m ² < A ≤ 50,000m ²	311,000			407,000	455,000	445,000	49,000		
工作物	50,000m ² 超える	531,000								
	工作物	11,000	—	—	—	12,000	—			
	エレベータ	11,000	—	—	—	16,000	—			
小荷物昇降機						10,000	—			
	小荷物昇降機	6,000	—	—	—					

※建築物エネルギー消費性能確保計画の「建築物エネルギー消費性能適合性判定」を受ける場合は、省工ネ加算はありません。

(1)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積を加算した面積とする。)

(2)建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合

当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(3)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1